

令和 7 年度

定 期 監 査 報 告 書

大仙市監査委員

大仙監査 - 73

令和7年8月19日

大仙市長	様
大仙市議会議長	様
大仙市教育長	様
大仙市選挙管理委員会委員長	様
大仙市農業委員会会長	様
大仙市上下水道事業管理者 職務代理者	様

大仙市監査委員 伊 藤 淳

大仙市監査委員 佐 藤 富 佳

大仙市監査委員 鎌 田 正

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和7年度定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

I	適 用 し た 監 査 基 準	1
II	財 務 監 査 等 の 種 類	1
III	監 査 の 対 象	1
IV	監 査 の 着 眼 点	1
V	監 査 の 主 な 実 施 内 容	1
VI	監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
VII	監 査 の 結 果	2
VIII	監 査 の 意 見	3

令和 7 年度定期監査報告書

I 適用した監査基準

本定期監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 財務監査等の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

III 監査の対象

1 全部局及び東部地域小中学校

2 監査の対象期間

令和 6 年度の事務（監査基準日：令和 7 年 3 月 31 日）

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

IV 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- ア 事業の進ちょく状況
- イ 予算の執行状況（収入率、執行率）
- ウ 収入事務
- エ 支出事務
- オ 契約の状況
- カ 債権の管理状況
- キ 団体事務局の口座等の状況
- ク これまでの監査意見への改善状況
- ケ 備品の管理状況

V 監査の主な実施内容

1 書面審査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面審査を行った。

- (1) 歳入及び歳出予算の執行状況
- (2) 契約の状況（業務委託、工事請負）
- (3) 滞納債権の状況
- (4) 団体事務局口座の管理状況

2 予備監査

予備監査として事務局職員が対象部署へ出向き、関係諸帳簿類等の審査を行った。
また、昨年度実施した例月現金出納検査の結果を参照した。

3 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の審査を行った。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査は対象部署に属する施設内等で行い、本監査は神岡支所において実施した。

2 日程

4月24日	長等への監査の実施通知
5月 1日	各部署への監査の実施通知
5月 9日～	5月20日 予備監査
6月20日～	7月25日 監査委員による本監査（対面監査）
8月 4日	監査結果の報告 監査委員合議
8月 6日	部長講評
8月19日	監査結果報告書の提出

VII 監査の結果

上記Ⅳ及びⅤにより監査した限りにおいて、監査の対象となった事務はおおむね適正に執行されていると認める。

VIII 監査の意見

大仙市監査委員監査基準（令和 5 年大仙市監査委員訓令第 3 号・令和 7 年 4 月 1 日改正）に基づき意見を述べる。

なお、監査の処置基準は以下のとおりである。

区分	内容	処置の内容
指摘	次のいずれかに該当すると認められるもの 1. 法令等（条例、規則、要綱、要領、基準等を含む。）に明らかに違反し、市民及び市に著しい損害を与えるもの 2. 市民の信頼を失墜させるもの 3. 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの 4. 財務事務が著しく不適切で指摘すべきと認めるもの	地方自治法第199条第14項に基づき、市長等からの措置状況に係る報告を受けて、これを公表する。ただし、同項の対象とならない監査等における指摘事項については、下記「注意」と同様の取扱いとする。
注意	次のいずれかに該当すると認められるもののうち、市民及び市に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはそのおそれのあるもの 1. 収入・支出の執行で不適切なもの 2. 契約行為で是正又は改善等を要するもの 3. 現金・預金の管理で不十分なもの 4. 事務手続で著しく不適切なもの 5. 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの 6. 過去の監査等で注意、指導等した事項で改善の努力がなされていないもの	代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針等について回答を求める。
検討・要望	改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。 また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書または口頭で改善状況等について回答を求めることができる。

1 会計伝票の適切な起票及び整備について（注意）

伝票の起票について、次の事項が見受けられたので、財務規則および歳出節解説に基づき改善されたい。

指摘事項	対象課
備品購入費等の支出負担行為兼支出命令において、起案日が請求月日となっていない	教育指導課 角間川小学校 協和小学校 太田東小学校
修繕料の支出命令において、検収月日が誤っていた	D X推進課
賃借料の支出命令において、命令日が請求月日以降となっていない	D X推進課
委託料の請求書において、請求人の記載（代表者名）が文字切れしており不完全であった	水道課
工事請負費の押印を省略した請求書において、発行責任者等に在籍確認を行っていない	水道課
委託料等の支出負担行為兼支出命令等において、添付されている検査調書の課長決裁がされていない	用地対策課 水道課
償還金利子及び割引料の支出負担行為兼支出命令において、課長決裁がされていない	市立大曲病院管理課
委員報酬等の支出負担行為兼支出命令等において、支払遅延があった	社会福祉課 経営管理課 下水道課
大仙市財務規則第132条の規定による検査に関する大仙市規程に定める検査確認がされていない（検収漏れ）	教育総務課 学校給食総合センター 協和公民館

2 契約事務について（注意）

公文書管理規則、財務規則及び契約事務マニュアル等をもとに監査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

このうち、20 万円を超える少額随意契約について、以下のとおり対応されたい。

財務規則第 114 条第 1 項には、「随意契約により契約を締結しようとするときは、2 人(次の各号のいずれかに該当する場合は、1 人)以上の者から見積書を徴さなければならない」と規定されている。しかし、少額随契を締結する際に同項各号に該当しないにもかかわらず、1 者しか見積書を徴してないものが複数見受けられた。

「大仙市随意契約ガイドライン」によれば、「随意契約は、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択する契約方法であり、限定された要件を満たす場合にのみ、例外として認められている手段であり、随意契約による場合であっても 2 者以上から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要」とされていることから、適正な事務処理に努められたい。

また、1 者からの見積書のみになる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する不適条項の適用を検討する、若しくは随契理由書に理由を記載するなど事務の適正性が確保されるようにされたい。

《参考》

●財務規則第 114 条第 1 項

契約権者は、随意契約により契約しようとするときは、2 人(次の各号のいずれかに該当する場合は、1 人)以上の者から見積書を徴さなければならない。

(1)契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

(2)1 件の予定価格が 20 万円以下であるとき。

●地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定める各号の要約

～大仙市随意契約ガイドラインより～

第 1 号 予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき（少額随契）

第 2 号 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき（不適条項）

第 3 号 障害者支援施設等で生産される物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするとき（特定随契）

第 4 号 地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき

第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（緊急条項）

第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき（不利条項）

第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（有利条項）

第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき(前者：不調随契、後者：不落随契)

第 9 号 落札者が契約を締結しないとき

指摘事項	対象課
少額随契における見積徴取の数に誤りがあった (1者からの見積徴取となっていた)	財産活用課 総合防災課 観光交流課 西仙北支所市民サービス課 西仙北支所農林建設課 中仙支所市民サービス課 中仙公民館 太田支所市民サービス課 太田公民館
予定価格調書の封入がマニュアルどおりでなかった	健幸まちづくり推進室 こども政策課 観光交流課 文化財課 生涯学習課 下水道課 神岡支所市民サービス課 西仙北支所農林建設課 太田公民館
予定価格調書が作成されていなかった	中仙・太田建設水道事務所
仕様書の内容に誤りがあった	財政課 DX推進課 保険年金課 社会福祉課 子育て支援課 農林整備課 花火産業推進課 観光交流課 文化財課 建築住宅課 総合市民会館 神岡支所農林建設課 協和支所市民サービス課 太田支所農林建設課

指摘事項	対象課
設計書に誤りがあった	総合市民会館
執行伺・契約締結伺に契約検査課又は財政課の合議がなかった	財産活用課 中仙・太田建設水道事務所 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 太田公民館
執行伺決裁書又は契約締結伺決裁書に契約主任チェックシートが添付されていなかった	財産活用課 農林整備課 中仙公民館 太田公民館
契約主任チェックシートの記載に不備があった	財産活用課 観光交流課 西仙北支所農林建設課 大綱交流館 協和支所農林建設課 太田支所市民サービス課
見積依頼書の内容に誤りがあった	太田支所農林建設課
提出された見積書の提出日が不適切であった	太田支所市民サービス課
随契理由と根拠条文が一致していなかった	南外支所農林建設課
見積執行表の記載内容に不備があった	財産活用課 観光交流課
社会保険料納入確認書が添付されていなかった	財産活用課 施設管理課 中仙公民館
社会保険料納入確認書の確認期間が不足していた	太田支所農林建設課
納税証明書又は社会保険料納入確認書の提出が遅延していた	総合防災課
契約締結伺の起案日に誤りがあった	観光交流課

指摘事項	対象課
契約書の内容に不備があった	総務課 農業振興課 学校給食総合センター 神岡中央公民館 西仙北支所市民サービス課 中仙支所市民サービス課 中仙公民館 太田支所市民サービス課
最終決裁者の決裁がされていなかった (部長決裁とすべきところ、課長決裁となっていた等)	財政課 農林整備課 西仙北・協和建設水道事務所 中仙公民館 協和支所農林建設課 協和公民館 太田支所市民サービス課 太田支所農林建設課
着手届・完了届が提出されていなかった	総務課 財産活用課 総合政策課 生活環境課 健康増進センター こども家庭センター 花火産業推進課 観光交流課 スポーツ振興課 西仙北・協和建設水道事務所 教育指導課 生涯学習課 総合図書館 西仙北支所市民サービス課 中仙支所市民サービス課 協和支所地域活性化推進室 協和公民館 太田支所市民サービス課

指摘事項	対象課
着手届の収受日に誤りがあった	観光交流課
着手届に添付されていない書類があった	財産活用課 西仙北・協和建設水道事務所 南外支所市民サービス課 太田支所市民サービス課
着手届・完成届の記載に不備があった	花火産業推進課 農林整備課 西仙北・協和建設水道事務所 中仙・太田建設水道事務所 協和支所市民サービス課 協和支所農林建設課 太田支所農林建設課
検査調書に誤記があった	西仙北・協和建設水道事務所
業務委託の完成検査が完成届提出後10日を過ぎていた	農林整備課
検査確認通知が送付されていなかった	総務課 財政課 総合政策課 生活環境課 社会福祉課 健康増進センター 観光交流課 スポーツ振興課 教育指導課 生涯学習課 総合図書館 総合市民会館 神岡支所農林建設課 大綱交流館 中仙支所市民サービス課 南外支所農林建設課 太田支所市民サービス課 太田公民館

3 備品の管理について（注意）

令和6年度に購入された備品76件のうち、13件を抽出し調査を行ったところ、次の事項が見受けられたので、財務規則に基づき適正な管理を行われたい。

指摘事項	対象課
物品台帳の作成がされていなかった	債権管理課 子育て支援課
標識が貼付されていなかった	D X推進課 子育て支援課 こども家庭センター 協和公民館

4 薬品の管理について

（1）薬品台帳の整備について（注意）

東部地域小中学校の実査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

指摘事項	対象課
薬品台帳の作成がされていなかった	豊成小学校

（2）薬品の廃棄について（検討・要望）

予備監査において、小中学校を訪問し教頭及び理科担当主任教諭等の立会いのもと薬品の保管状況を確認したところ、塩酸等の薬品がかなり以前から使用されないまま保管されているものがあり、保管庫が薬品の影響によりだいぶ腐食している学校もあった。

使用されずに長期間保管されている薬品等は、飛散や紛失等のリスクが高いことが懸念される。教頭等から聴取したところ、「学校としても廃棄を希望しているが、廃棄する場合、業者に委託する必要があることから課題とは認識しつつも放置されている状況である」とのことだった。

使用されていない薬品の廃棄は小中学校における共通の課題であることから、教育委員会においては、各学校の意見を集約し速やかに廃棄等の検討をされたい。

（ 以 上 ）